

(別紙3)

事後届出の適用除外

- (1) 当事者の一方または双方が国等である場合
国、地方公共団体(法第23条第2項第3号)
港務局、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会、独立行政法人空港周辺整備機構、地方道路公社及び土地開発公社(令第14条)
- (2) 公有水面埋立法第27条第1項の許可を受ける場合(令第6条第4号)又は農地法第3条第1項の許可を受ける場合(令第6条第7号)
- (3) 民事調停法による調停(法第23条第2項第3号)、民事訴訟法による和解(令第6条第2号)、家事審判法による調停(令第6条第5号)、商法、破産法、和議法、会社更生法、又は金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく特別清算手続等において裁判所の許可を得て行なわれる場合(令第6条第3号)
- (4) 土地収用法第15条の2のあっせん又は和解の場合(令第6条第6号)
- (5) 農地法第80条第2項の規定による土地の売払い(令第6条第7号)、新住宅市街地開発法又は新都市基盤整備法による処分計画に従って行う処分(令第6条第8号又は第9号)
- (6) 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売(その例による競売を含む)又は企業担保権の実効により換価する場合(令第6条第10号)
- (7) 非常災害の応急措置を講ずるために行なわれる場合(令第6条第11号)
- (8) 国土利用計画法第32条の遊牧土地の買取りの場合(令第17条第2号)、都市計画法第58条の9の遊牧土地の買取りの場合(令第17条第6号)
- (9) 土地収用法第26条第1項による事業の認定の告示(都市計画法などにより事業認定の告示とみなされる場合を含む)に係る事業の用に関する権利について移転又は設定が行なわれる場合(令第17条第3号)
- (10) 森林法第55条第1項の協議に基づき土地の所有権の移転が行なわれる場合(令第17条第4号)
- (11) 都市計画法第55条4項の規定による土地の買い取りの場合(令第17条第5号)